

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によつて、平成十九年十月二十九日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長亀井恵美子から争議行為を行つ旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤田雄山

一 争議行為の目的

冬期一時金等の要求

二 争議行為の日時

平成十九年十一月十四日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島中央保健生活協同組合総合病院福島生協病院、同草津診療所、同コーピ五日市診療所、同福島生協内科クリニック、同生協歯科ひろしま、同居宅介護支援事業所、同地域包括支援センター、同訪問看護ステーション基町、同訪問看護ステーションコスマス、同訪問看護ステーション草津かもめ、同訪問看護ステーションコーピ五日市、同広島中央保健生協ヘルパーステーション、同広島さえき病院及び広島中央保健生活協同組合、広島医療生活協同組合広島共立病院、同在宅介護支援センター共立、ともみじ訪問看護ステーション、同ヘルパーステーション虹、同協同診療所、同津田診療所、同なんぽば訪問看護ステーション、同沼田診療所、同すずらん訪問看護ステーション、同あすなろ生協診療所、同コーピ共立歯科、同えのかわ訪問看護ステーション、同デイサービスセンター津田及び広島医療生活協同組合、福山医療生活協同組合城北診療所、同ヘルパーステーション城北、同訪問看護ステーションしあわせ、同しあわせ居宅介護支援事業所、同デイサービスしあわせ、同ふれあい診療所、同ふれあい居宅介護支援事業所、同福山けんこう工房くるみ薬局及び福山医療生活協同組合において、広島県医療労働組合連合会に加盟する広島中央保健生協労働組合、広島医療生協労働組合及び福山医療生活協同組合職員労働組合の組合員が從事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。